

令和3年度ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律の規制対象品（ガス用品及び液化石油ガス器具等）試買テスト結果の概要

令和5年9月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

ガス事業法（昭和29年法律第51号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号、以下「液石法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下「届出事業者」という。）が自らの責任でガス用品及び液化石油ガス器具等に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該ガス用品にあってはPSTGマーク¹、当該液化石油ガス器具等にあってはPSLPGマーク²を表示して販売することができます。

規制当局として、届出事業者等が法的義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場で流通しているガス用品、液化石油ガス器具等を購入し、「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて検出された基準に適合しない事案については、当該届出事業者等に対して適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導するとともに、その内容を公表しています。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。

2. 試買テストの調査項目

（1）ガス用品

①ガス事業法第145条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買したガス用品が技術基準に適合しているかを確認しています。

②ガス事業法第147条に基づく表示の確認

試買したガス用品にPSTGマークが表示されているかを確認しています。

（2）液化石油ガス器具等

①液石法第46条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買した液化石油ガス器具等が技術基準に適合しているかを確認しています。

②液石法第48条に基づく表示の確認

試買した液化石油ガス器具等にPSLPGマークが表示されているかを確認しています。

¹PSTGマーク：特定ガス用品 、特定ガス用品以外のガス用品 

²PSLPGマーク：特定液化石油ガス器具等 、特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等 

3. 試買テストの結果

(1) 試買テストの対象

ガス用品（８品目）及び液化石油ガス器具等（１６品目）として指定されている規制品目（合計２４品目）を対象としています。

令和３年度は、ガス用品１品目（２機種）、液化石油ガス器具等３品目（１４機種）に対して試買テストを行いました。

○令和３年度試買テストの内訳

①ガス用品

No.	品目名	機種数
１	ガスこんろ	２機種

②液化石油ガス器具等

No.	品目名	機種数
１	カートリッジガスこんろ（分離型）（※１）	８機種
２	屋外式ストーブ（※２）	４機種
３	一般ガスこんろ	２機種

（※１）カートリッジガスこんろのうち、液化石油ガスを充填した容器と燃焼器とを硬質管以外の管によって接合する構造のもの。

（※２）屋外式ストーブのうち適用除外ガス用容器を使用する構造のもの。

（参考）報告書の詳細は、以下のリンク先で参照できます。

令和３年度規制対象製品の試買テスト報告書

（ガス用品及び液化石油ガス器具等に係る技術基準適合性等確認）

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/R3FYshibai_gas_lpg_eq.pdf

(2) 試買テスト結果の概要

試買テストの結果、全１６機種中、カートリッジガスこんろ（分離型）７機種、及び屋外式ストーブ３機種について、技術基準に適合しないことが確認されました。（詳細は、令和３年度規制対象製品の試買テスト報告書の別添を参照。）

なお、確認された不適合の事案については、直ちに消費者に危害を及ぼすものではありませんでした。

4. 不適合が確認された事案に対する対応

今回の試買テストで不適合が確認された事案については、いずれも届出事業者（製造事業者／輸入事業者）に該当する事業者を介さずに海外から購入申込み者へ製品が直送される流通形態であったことから、購入申込みの窓口となっているネットモール上のオンラインショップ出店者に対してその内容を通知し、再発防止対策等を確認の上、改善指導等を行っています。

以 上